

エネルギーのふるさと



とまり



茅沼恵比須神社祭 〈平成30年6月20日〉

2018
平成30年
8月
No.684

..... 今月の主な内容

- ◆ 第47回とまり群来まつり
- ◆ 泊村祭典模様
- ◆ 児童扶養手当が年6回払いになります
- ◆ 平成28年度と平成29年度の家庭ごみ排出量の比較
- ◆ 国民健康保険者証が新しくなりました
- ◆ 後期高齢者医療制度のお知らせ
- ◆ 70歳以上の方の自己負担限度額が一部変更されます
- ◆ 日本海ニコニコ元気村トピックス
- ◆ 暮らしの告知板

やさしく走ろう泊のみち

一大イベント 群来まつり



開会式・鏡割り



群来もちまき



泊の味コーナー



キッズダンスパフォーマンス

第47回目を迎えた泊の夏の彩るイベント『とまり群来まつり』が、7月21日(土)盃海水浴場を会場に開催され、村内外からたくさんの方が訪れ賑わいをみせました。

会場内には、泊の味コーナーが軒を並べ、焼きイカ、焼きホタテ等の旬の味覚が、また、姉妹町の愛媛県伊方町からは、みかんやじゃこカツなどの特産品が販売され、多くの人が買い求めていました。そして毎年大好評のウニ丼は、五五〇食用意され、1食一、〇〇〇円の引換え券を買い求めようと、長蛇の列ができていました。

特設ステージでは開会式が行われ、牧野村長から歓迎の挨拶のあと、ご来賓の方々も鏡割り、そして会場内で群来もちまきが行われ



お楽しみゲーム大会



海藻おしぼり作りコーナー



花火大会



北山たけし さん



大江 裕 さん



ちはらさき さん



おらほのか三釣り名人戦

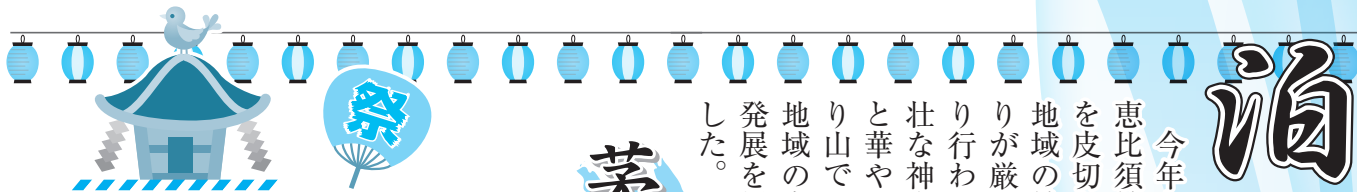


泊の夏を彩る 第47回 とまり

ました。
 その他、キッズダンスパフォーマンス、海藻おしぼ作り、お楽しみゲーム大会、おらほのかニ釣り名人戦、弁天島会場ではウニ・ホタテ採り放題など、来場者が参加できる楽しいイベントも行われて、まつりは活気が満ち溢れていました。
 歌謡ショーでは、北山たけしさん、大江裕さん、ちはらさきさん、と豪華な顔ぶれにお客さんも熱狂していました。
 まつりのフィナーレを飾ったのは花火大会。弁天島から打ち上げられる花火は迫力満点。夏の夜空を彩り、会場のあちらこちらから大きな拍手と歓声がわき起こり、訪れた皆さんは夏の風物詩のひとつコマを堪能していました。



ウニ・ホタテ採り放題

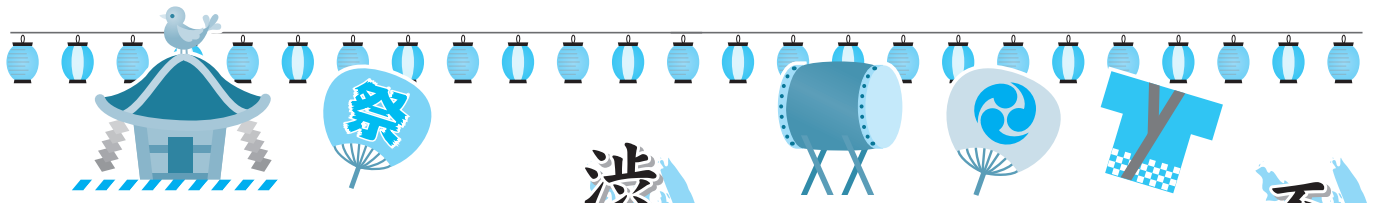


酒 村 祭 典 模 様

今年も茅沼
恵比須神社祭
を皮切りに各
地域の神社祭
りが厳かに執
り行われ、勇
壮な神輿渡御
と華やかな踊
り山で賑わい、
地域の安寧と
発展を祈りま
した。

茅沼恵比須神社祭 六月二十日





渋井神社祭



盃稻荷神社祭

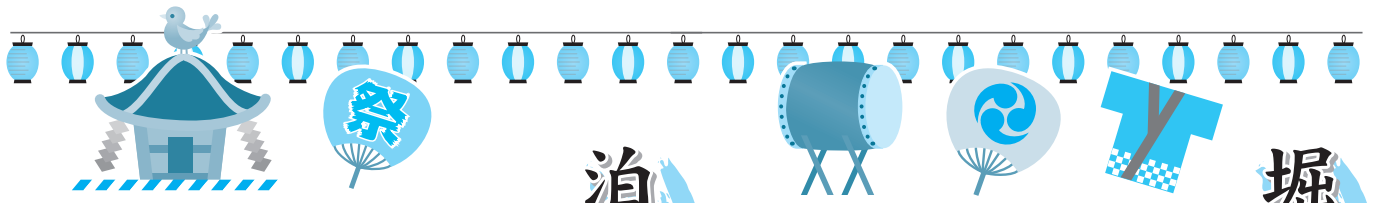


七月五日



七月二日





泊稻荷神社祭



堀株稲荷神社祭



七月十日



七月七日

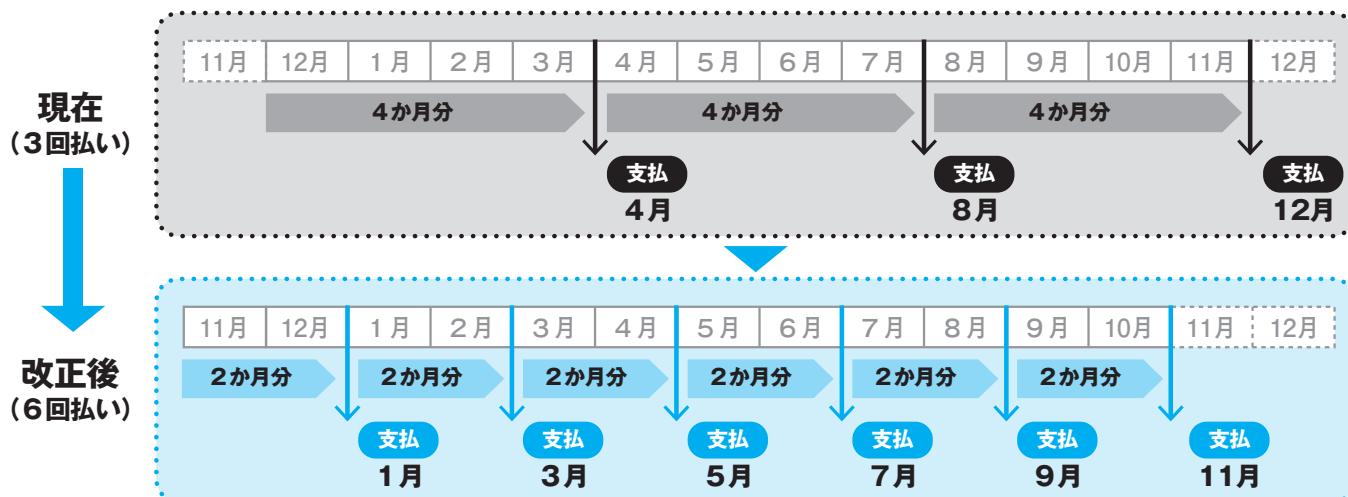


ひとり親のご家庭へ、大切なお知らせ

「児童扶養手当」が年6回払いになります

「児童扶養手当法」の一部を改正し、2019年11月分の児童扶養手当から支払回数を〈4か月分ずつ年3回〉→〈2か月分ずつ年6回〉に見直します。

2019年11月分からは、奇数月に年6回、各2か月分を受け取れます



今後の支払スケジュール (2018年4月～2021年3月)

2018年(平成30年)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払				支払 (現況届)				支払			

2019年(平成31年)

2019年

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
支払				支払 (現況届)			支払		支払		支払

(*1)

2020年

2020年

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	支払		支払	(現況届)	支払		支払		支払		支払

(*2)

2021年

(*1) 現在、8月の現況届時にご提出いただく前年所得によって、必要がある場合は、12月支払分から手当額の変更を行っていますが、制度変更後は、翌年1月支払分から手当額の変更を行います。

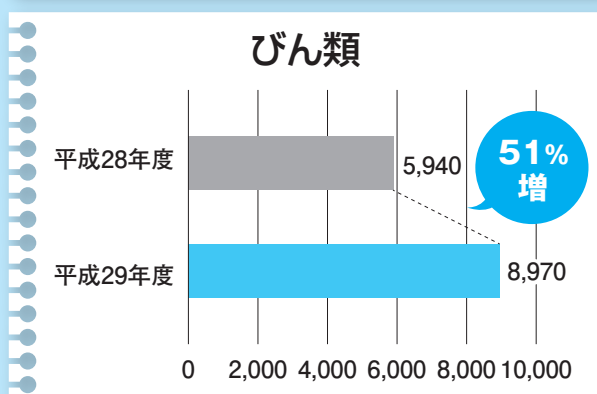
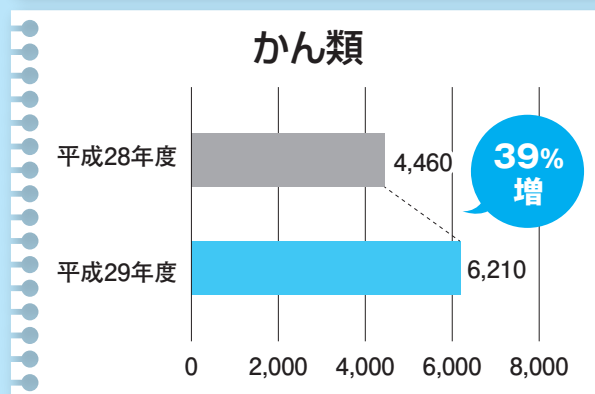
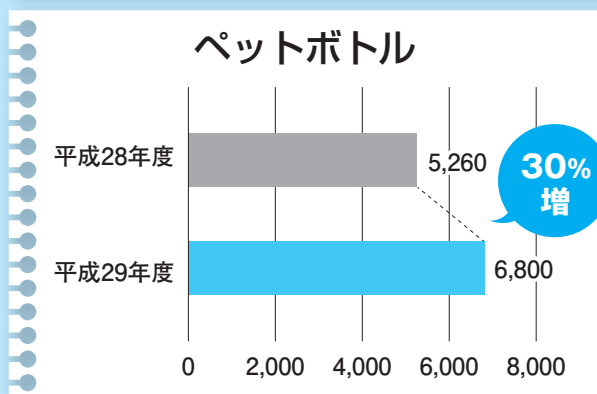
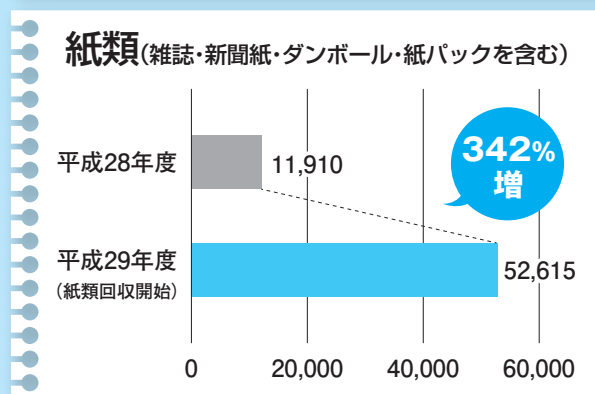
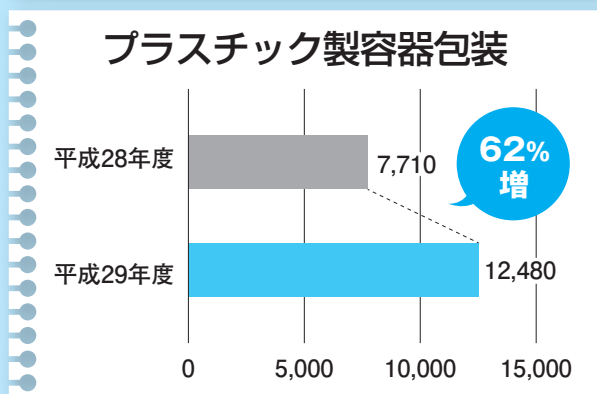
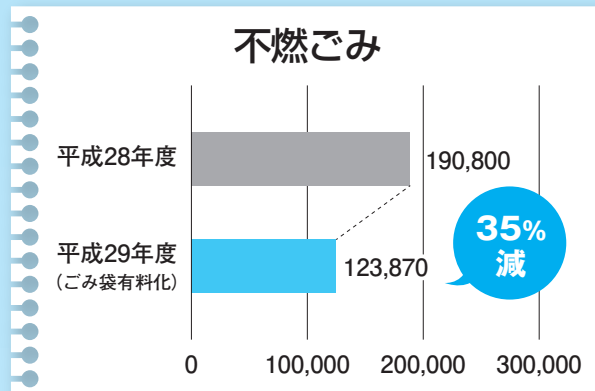
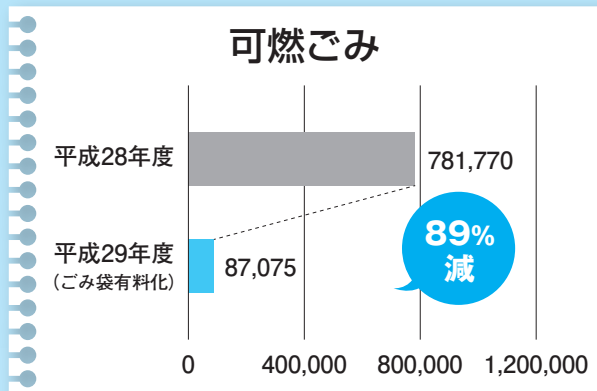
(*2) 支払月が変わる2019年11月の支払は、同年8月分から同年10月分までの3か月分が支払われます。これ以降は、1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2か月分が支払われます。

受給者の方は、8月中に現況届を個別に送付致しますので、必要書類を揃えて役場保健福祉課までご提出願います。

お問い合わせ先 泊村役場 保健福祉課 電話75-2134

平成28年度と平成29年度の 家庭ごみ排出量の比較

(集計単位はkgです)



平成29年度ではごみ袋の有料化、紙類の資源ごみ回収開始などにより、ごみの分別が進み資源ごみが増え、可燃ごみと不燃ごみが大きく減少しました。



粗大ごみ(大型)収集についてのお知らせ

収集日：平成30年8月28日（火）

収集場所：ごみステーション *当日の午前8時までにお出してください。

☆「粗大ごみ処理券(200円)」は村内の販売店で購入願います。

一度巡回したごみステーションへの再度巡回はしませんので必ず時間内までに
ごみを出すようお願いします。

～粗大ごみとは（泊村ごみ処理の手引書 P38をご確認下さい）～

石油暖房機（ポット式、ファンヒーター付）、自転車、家具類、ガステーブル、ジュータン、
畳、ベット、網戸、流し台、本棚など。

ごみの出し方の注意

□灯油タンクは収集しません。

□販売店が引き取った電化製品、石油暖房機、灯油タンク等は村では回収しません。

《出してはいけないごみ》

石、土砂、汚泥、木くず、コンクリート、ブロック、モルタル壁、サイディング、長尺鉄板、漁網、毒物、劇薬、
発火性の物、爆発物、消化器、各種ボンベ類（空容器含む）、タイヤ、ホイール、車体部品、バッテリー、
その他事業に伴って出たごみ。

◎冷蔵・冷凍庫、テレビ、洗濯機、エアコン、パソコン等の電気製品及びパソコンは家電リサイクル
法により村で回収できません。

業者に引き取ってもらうようにして下さい（有料）。

お問い合わせ先 泊村役場 保健福祉課衛生係 電話 75-2134

国民健康保険被保険者証が新しくなりました

平成30年8月1日（火）から、国民健康保険の加入している方に交付している「被保険者証」
が新しくなりました。

また、70歳から74歳までの方については、「高齢受給者証」と一体化した、「国民健康保険被
保険者証兼高齢受給者証」になります。

国民健康保険被保険者証（70歳未満）

国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証（70歳～74歳）



新しい「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」は

平成30年7月31日（火）までに送付しています。

※新しい「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」がお手元に届かない場合は、役場住民生活
課保険係までお問い合わせください。

新しい「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」は

緑色の保険者証です。

※古い被保険者証（エンジ色）と高齢受給者証は平成30年8月1日以降使用できませんので、
役場住民生活課保険係までお返しく下さい。

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 高額療養費と高額介護合算療養費の見直しについて ～

■ 高額療養費の限度額が見直しされます

高額療養費の限度額が、平成30年8月から次のとおり見直しされます。

【平成30年7月まで】

区 分		1か月の自己負担限度額*1	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者		57,600円	^{※2} (44,400円) ^{※3}
一般		14,000円 ^{※4}	57,600円 (44,400円) ^{※3}
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

※1 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより加入する方(障害認定で加入する方は除く)は、加入した月の自己負担限度額が1/2に調整されます。

※2 (医療費総額-267,000円)×1%+80,100円です。

※3 多数該当(過去12か月に3回以上世帯単位における高額療養費の支給に該当し、4回目以降の支給に該当)の場合の自己負担限度額です。

※4 1年間の外来の自己負担額合計の限度額が144,000円となります。

【平成30年8月から】

区 分		1か月の自己負担限度額*1	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円) ^{※3}	
	課税所得 380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円) ^{※3}	
	課税所得 145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円) ^{※3}	
一般		18,000円 ^{※4}	57,600円 (44,400円) ^{※3}
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

■ 高額介護合算療養費の限度額が見直しされます

高額介護合算療養費の限度額が、次のとおり見直しされます。

区 分		現 行	平成30年8月～
現役並み所得者		67万円	【課税所得690万円以上】212万円
			【課税所得380万円以上】141万円
			【課税所得145万円以上】67万円(改正なし)
一般		56万円	56万円(改正なし)
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	31万円(改正なし)
	区分Ⅰ	19万円	19万円(改正なし)

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階
電話 011-290-5601

泊村役場 住民生活課

電話 75-2321

70歳以上の方の自己負担限度額が一部変更されます

医療費の自己負担額が高額になった場合、一定の金額を超えた分が高額療養費として支給される制度について、70歳以上の方の自己負担限度額が平成30年8月に変更されます。

○現行（平成29年8月から平成30年7月まで）

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 《44,400円》
一般	14,000円 (年間上限額144,000円)*	57,600円 《44,400円》
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

○平成30年8月から

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	現役並みⅢ 課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 《140,100円》
	現役並みⅡ 課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 《93,000円》
	現役並みⅠ 課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 《44,400円》
一般	18,000円 (年間上限額144,000円)*	57,600円 《44,400円》
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

* 8月から翌年7月までの1年間の自己負担額の上限が新たに設けられます。

※《 》内の金額は、過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目以降から適用される限度額です。(多数該当)

外来療養に係る年間の高額療養費が設定されます

所得区分が一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の自己負担額の合計に、高額療養費の年間上限額が適用されます。年間の期間は前年8月～翌年7月までとなっており、14万4千円を超えた場合、その超えた金額を支給します。

該当となる被保険者の方への通知は、月額の高額療養費の支給勧奨と同じく、後志広域連合より行います。(11月頃に勧奨通知を発送する予定です。)

交通安全ストラップ寄贈

夏の交通安全運動週間に伴い、臼別地区の鳴海邦次郎氏より、ホタテの稚貝の殻を使った交通安全ストラップやマグネット、貝殻や小石をあしらった置物等、たくさんの寄贈を受けました。

教育委員会では有効活用すべく、鯨御殿とまりに置かせていただき、希望する入館者に差し上げております。村内外より来館された方々が、喜んで持ち帰っている姿が目につきました。

また、8月2日に来村する姉妹都市の愛媛県伊方町の子供親善大使に、泊村の記念品としても贈らせていただきます。

ご寄贈いただきましたことに深く感謝を申し上げます。



小樽建設管理部(旧小樽土木現業所)からのお知らせ 住民の皆様へ

『土地の立ち入り』について、ご協力・ご理解をお願いいたします。

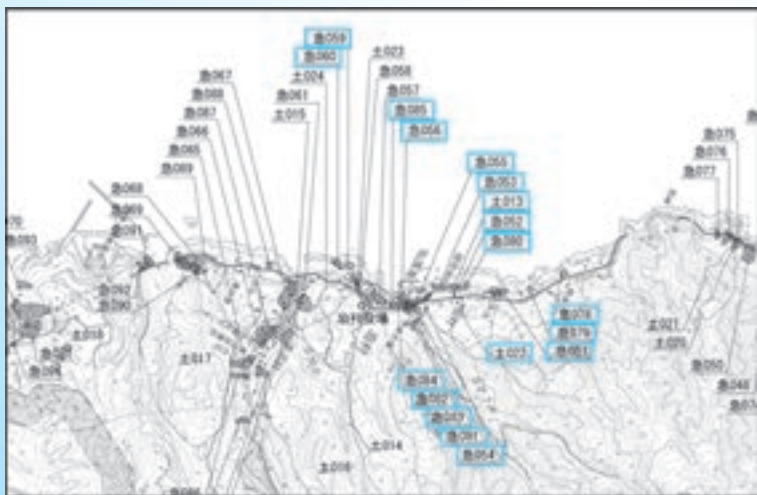
●土砂災害防止法に関する基礎調査

土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況等を調査いたします。実施に伴い、あなたが所有している土地、あるいは現在お住まいの家屋周辺に立ち入りさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

●期 間

平成30年8月上旬～平成31年3月中旬 ※期間内における調査は、4回程度を予定しております。

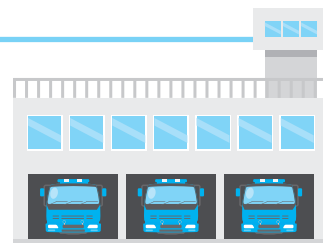
●調査位置



お問い合わせ先

調査者：エイコー・構研特定委託
業務共同企業体
担当者：藤井 淳
エイコー技研(株)
電話 011-281-4555
担当者：寺西 一也
(株)構研エンジニアリング
電話 011-780-2818
委託者：北海道 小樽建設管理部
治水課
電話 0134-25-2494
担当者：主査 松本 範之

岩内・寿都地方消防組合 泊支署 活動報告



平成30年 消防長査閲

7月18日(水)10時30分より、泊中学校山村広場駐車場にて消防長査閲が行われました。この査閲は、年に1回、泊支署での日頃の訓練成果を消防長に展示するものであります。今回の訓練は車両の下敷きになっている要救助者を重量物排除救助器具を用いて救出し、救急隊による観察及び搬送を実施したものです。査閲終了後には消防長より「指揮系統が素晴らしく、隊の統率がしっかりと保たれており、活動も的確だった。今後も日々の訓練を精進していただきたい」と講評を頂きました。



日本海 ニュウ元気村 トピックス

6/27 ~ 6/28

泊小学校修学旅行

6年生12名が、札幌市へ1泊2日の修学旅行に行ってきました。
普段学校生活では学ぶことのできない貴重な体験を、集団行動を通じて学び、たくさんの思い出が詰まった修学旅行となりました。

<行程表>

～1日目～

オリンピックミュージアム
札幌市内自主研修
JRタワーの展望室から夜景見学

～2日目～

北海道博物館
北海道開拓の村
札幌市青少年科学館



白別地域会

泊村福祉協議会へペットボトルキャップ、リングプル寄贈

7月4日に白別地域会から泊村福祉協議会へのペットボトルキャップとリングプルの寄贈が行われました。

白別地域会では昨年の5月より取り組みを開始しており、約1年間でペットボトルは39,400グラム15,760個、リングプルが6,500グラム13,000個が集まりました。ペットボトルキャップは約2キロ（約860個）で1人分相当のワクチンを作ることができ、リングプルは約700キロで車椅子1台を作ることができます。



ようてい法律事務所へ

私は、平成26年1月に倶知安町を訪れて以降、倶知安ひまわり基金法律事務所の4代目所長を務めてまいりましたが、この度、倶知安町に定着することといたしました。

定着に伴い、事務所名が、8月1日より「ようてい法律事務所」に変更となります。

「ひまわり基金法律事務所」は、これまで3年毎に所長が交代してきました。しかし、任期を延長し、約4年半にわたって業務を行ううちに、この地域でも成年後見等の高齢者の方に関する法的な問題や、そのほか多くの法的な問題があることが分かってきました。このような問題に継続的に関わっていくためには、地域に長くとどまる必要があります。

また、3年毎に弁護士が交代していると、交代の度に地域の皆様との信頼関係を築いていかなければなりません。これは地域の利益となりません。

地域の皆様との間でこれまでに培った関係をより一層深めていくため、この地に定着することを決意しました。

定着に伴い、事務所の名称は変わりますが、場所も連絡先もこれまでと変わりありません（新しい「ひまわり基金法律事務所」が別に作られる予定は今の所ありません。）。このコラムも、これまでどおり、2か月に1度、私が担当いたします。

これからも地域の機関との連携を深め、よりよい法的サービスの提供を目指すとともに、皆様から親しまれる法律事務所となるよう努めてまいります。今後とも、よろしくお願いたします。

ようてい法律事務所 渡邊弁護士の法律豆知識

弁護士 渡邊恵介 ようてい法律事務所 電話：0136-21-6228

急な大雨から身を守るために

夏になると雲がもくもくと発達し白く輝く積乱雲が現れます。積乱雲は、高さ十数km、水平方向の広がり数km～十数kmの雨雲です。この雲は、範囲は狭いものの短い時間にバケツをひっくり返したような雨を降らせることがあります。

このような急な大雨では川で急激に水かさが増えたり、周囲より低い土地の浸水や道路の冠水が発生するなど、総雨量は多くなくても、わずか10分から20分くらいの短い時間で危険な状態になる場合があります。雷注意報が発表されたり、テレビやラジオで「大気の状態が不安定です」などのコメントがあった場合には、急に降る大雨に注意が必要です。

急な大雨から身を守るためには、事前に自分がいる場所の危険を知り、空など周囲の状況を観察して、危険を感じたらすぐに危険を避ける行動を取ることが重要です。

自分がいる場所の危険とは、河川敷などで急に川の水かさが増したときに安全かどうかや、道路のアンダーパスや地下室のように、雨が降ると水が集まったり溜まるような場所ではないかということなのです。

周囲の状況とは、発達した黒い雲が近づいて、周りが急に暗くなったり、雷が鳴ったり、大粒の雨やひょうが降り出すことや、川の水かさが増えたり、にごったり、流木が流れてくるなど川の状態が普段と違うようなことです。

危険を避ける行動とは、すぐに川から離れたり、地下から地上へ移動したり、水の集まりやすい場所に近づかないことなどです。

気象庁では大雨警報（浸水害）と洪水警報の危険度を色分けして、地図上に示した「危険度分布」をホームページで提供しています。普段から地図を見ていると危険な地域を簡単に把握することができます。急な大雨が予想される場合には、ぜひご覧ください。

＜問い合わせ先 札幌管区气象台天気相談所 電話：011-611-0170＞

台風に備えましょう

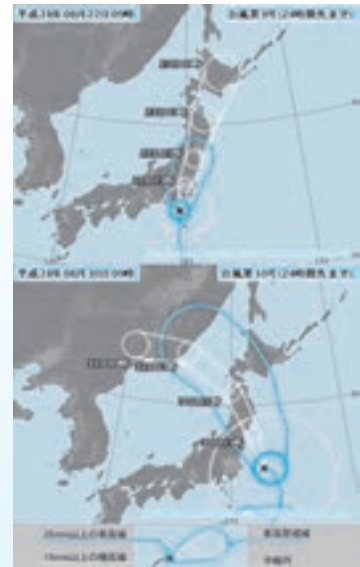
8月から9月にかけては、1年で最も台風の発生・接近・上陸が多くなる時期となります。統計によると、年間でおよそ26個の台風が発生し、そのうち、およそ11個が日本に接近します。北海道への台風の接近数は平常では2個に満たない程度ですが、平成28年は5個の台風が接近し、そのうち3個が上陸するという稀に見る年となりました。これらの台風がもたらした大雨により道内各地で多くの被害が生じたことは記憶に新しいかと思えます。

台風による災害は、主に暴風・大雨・高潮・高波によるものです。

気象庁では、台風が発生すると台風の位置や強さなどの実況と3日先までの予報、さらに最長5先までの台風の位置の予報を発表します。また、台風が接近し、災害の起こるおそれがある場合には警報や気象情報を発表し、警戒を呼びかけます。更に重大な災害が起こる可能性が非常に高まった場合には特別警報を発表します。

テレビやラジオ、気象庁のホームページなどで最新の気象情報をチェックして台風接近に備えてください。

台風による災害から身を守るために、次のことに注意しましょう。



台風進路予想の例
上図：平成28年台風第9号
下図：平成28年台風第10号

【台風が接近する前】

- 避難場所までの経路や危険な場所を家族で確認しておく。
- 非常用品や水の確保状態を確認する。
- 屋外の植木など飛散しそうなものは、屋内に片付けたり固定しておく。
- 大雨による浸水や土砂災害、河川の氾濫の危険があるので、低い土地、斜面や川のそばに住んでいる方は早めの避難を検討する。
- 高潮による浸水や高波が岸壁を越えてくるなどの危険があるので、海岸付近にいる方は早めの避難を検討する。

【台風が接近して大雨や暴風の影響を受け始めた時】

- 不要な外出は避ける。
- 地元市町村から出される避難指示（緊急）や避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始などのお知らせに注意する。また、指示等がなくても、自ら危険を感じたら屋内の安全な場所に移動または避難する。
- アンテナなどの補修のために屋根に登ることは絶対にしない。
- 増水した川や高波が打ち寄せる海岸や防波堤には絶対に近づかない。



また、台風が低気圧に変わったり、雨や風が弱まったりしても、警報など各種防災気象情報が解除されるまでは、川の増水や土砂災害の危険があるので、川や斜面には近づかない。

気象庁は、警報・注意報を発表したときには、土砂災害、浸水害、洪水害の危険度を色分けして地図上に示した「危険度分布」を気象庁ホームページで提供しています。これらの「危険度分布」によりそれぞれの災害が発生する危険度が高まっている地域を簡単に把握できるので、台風の接近が予想されるときや影響を受け始めた場合にもぜひ活用してください。

<問い合わせ先 札幌管区気象台天気相談所 電話：011-611-0170>

鯉御殿とまりの展示物

武井家客殿の展示品、 衝立の書、布袋像、香炉

鯉御殿とまり館長 森 公一

武井家の客殿に展示しているものに錦鶏仙史書の漢文の書の衝立（ついたて）があります。「登山有道徐行則不困措足於實地則不危」読み方は「登山するに道有り徐行すれば則ち困らず実地を措足（そそく）すれば則ち危うからず」で、内容は「登山をするのに道は有るけれども、その道はどのような道であるかわからないので、実地にあたり十分に調べてみる事で危険な事は無くなる。」と言う意味で、人生訓となっております。「措足」とは足を踏み入れる、とか、十分に実測すると言う意味があります。少々汚れはありますが立派な書体です。

ところでこの書を書いた錦鶏仙史とはどのような人なのでしょう。錦鶏とは錦鶏間祇候から取ったもので、これは天皇から賜った役職の事です。この役職に就いていた人は以前この広報誌で紹介した巖谷一六です（泊村広報平成28年11月号に掲載した川村家番屋の一階和室の床の間に掛けられている掛軸の書家）。彼の掛軸に用いられていた印に「貴族院議員錦鶏間祇候」と言うのものがあり、それでわかります。この役職を頂いた後で錦鶏仙史の号を使うようになったのでしょうか。武井家は一六と何らかのつながりがあったのかも知れません。武井家の当時の交流の一端を垣間（かいま）見る事ができます。

同じ部屋の付書院のある黒檀の床柱や床框の床の間に飾ってある布袋像と香炉があります。布袋像は大正時代の伊万里焼でしょう。この布袋像は当時の装飾用の一般的な置物です。窯印や焼物師の印はありません。

布袋像の前に置かれてある香炉は残念な事に香炉の上部に付いている耳と呼ばれるものが二つとも折れております。しかし、ビロード風の紫色で光を反射させております。このような焼き物を交趾（こうち）焼と呼びます。紫色をしているので、紫交趾焼と呼ばれます。色が黄、青、緑とあり、それぞれ黄交趾、青交趾、緑交趾と呼ばれております。

また、この香炉の底部には「永楽」という丸印が押されて下ります。これはひょっとして茶道家元の千家（表千家、裏千家、武者小路千家の三千家を言う）十職と呼ばれる、千家に仕える茶道具職人十人のうちの一人である永楽善五郎の作ではないかと思われました。

ここで紙面が無くなりましたので、この香炉の説明の続きは次回にしたいと思います。



第38回共和かかし祭 『かかし』大募集



1. イベント期間 8月18日(土)～19日(日)
2. 会場 憩いの広場(役場庁舎裏)
3. 出展規定
 - ①部 門～少年の部、一般個人の部、一般団体の部、
広告の部
 - ②制 作 料～作品一体につき3,000円を補助します。
注) 1人3体まで。なお、製作材料等を判
断し補助できない場合があります。
 - ③搬入受付～8月17日(金) 午前9時～正午
(生涯学習センター市民会館玄関ホール)
 - ④搬 出～8月20日(月)正午までに引き取り願います。
 - ⑤出品基準～アイデア・ユーモアにとんだ伝統・現代・
動くものなど、かかし祭にふさわしいも
のとします。
 - ⑥審 査～8月17日(金)午後1時から審査委員会を
開催し各賞決定。
 - ⑦各 賞～部門別
グランプリ・特選・準特選・入選など
賞金1,000円～50,000円

お問い合わせ

- ・共和かかし祭実行委員会
- 事務局：共和町役場産業課商工観光係
- 電話 73-2011 (内線127)

戦没者遺児による慰霊友好 親善事業参加者募集について

日本遺族会は、「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集している。

同事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象として、父等の戦没した旧戦域を訪れ、慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としている。費用は、参加費として10万円。

平成29年度参加者を除き、複数回の応募をすることができる。付添希望者は要相談。

日程等の詳細は、日本遺族会事務局03-3261-5521まで。お申込は、お住まいの各都道府県遺族会へ。

〈実施地域〉

- | | |
|---------------|-----------------|
| (広域地域) | ① ミャンマー・タイ |
| ① 旧満州 | ② 台湾・バシー海峡 |
| ② 旧ソ連 | ③ マーシャル・ギルバート諸島 |
| ③ ビスマーク諸島 | ④ フィリピン (2次) |
| ④ 東部ニューギニア | ⑤ 中国 |
| ⑤ 西部ニューギニア | |
| ⑥ 北ボルネオ・マレー半島 | (特定地域) |
| ⑦ マリアナ諸島 | ① 西部ニューギニア |
| ⑧ トラック・パラオ諸島 | ② 東部ニューギニア |
| ⑨ フィリピン (1次) | ③ ミャンマー |
| ⑩ ソロモン諸島 | |

くらしの告知板

役場 ☎75-2021

8月は食品衛生月間です

気温や湿度が高くなる夏の時期は、細菌の増殖が活発になり、食品が傷みやすくなるため、食中毒に注意が必要です。

食中毒予防の三原則を実践して、健康に夏を乗り切りましょう。

食中毒予防の三原則

- ①細菌をつけない(清潔)
調理や食事の前に手をよく洗いましょう。
また、調理器具は使用の都度よく洗って消毒しましょう。
- ②細菌をふやさない(迅速・冷却)
魚や肉などの生鮮食品は、購入後すみやかに冷蔵庫へ入れましょう。
また、調理後の食品は、室温に放置せず早めに食べましょう。
- ③細菌をやっつける(加熱)
加熱調理する食品は、中心部までしっかり火を通しましょう。



なお、保健所では、高温多湿など一定の気象条件のときに食中毒警報を発令しています。発令期間中は、食品の衛生的な取り扱いに一層注意してください。

お問い合わせ

- ・岩内保健所生活衛生課
- 電話 62-1537

平成30年度第2回 北海道警察官採用試験

- 試験日 9月17日(月・祝)
- 受験資格 昭和61年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた方
- 受付期間 8月24日(金)まで



お問い合わせ・お申し込み

- ・岩内警察署
- 電話 62-0110

自衛官を募集します

募集種目	受験資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生(第3回)	男子 採用予定月の1日現在、18歳以上27歳未満の者	7月1日(日)～ 9月12日(水)	9月25日(火)～30日(日) 9月28日(金)・29日(土)
一般曹候補生(第2回)	平成31年4月1日現在、18歳以上27歳未満の者(平成4年4月2日から平成13年4月1日までの間に生まれた者)	7月1日(日)～ 9月7日(金)	1次：9月21日(金)～23日(日) ※いずれか1日を指定されます。 2次：10月12日(金)～17日(水) ※いずれか1日を指定されます。
航空学生	海上 18歳以上23歳未満の者(高卒者(見込含)又は高専3年次修了者(見込含))	7月1日(日)～ 9月7日(金)	1次：9月17日(月) ※2次及び3次の試験日は後日指定されます。
	航空 18歳以上21歳未満の者(高卒者(見込含)又は高専3年次修了者(見込含))		

お問い合わせ

- ・ 倶知安地域事務所
 倶知安町南3条東1丁目
 電話 0136-23-3540
- ・ 役場担当窓口
- ・ 自衛官募集相談員
 小林 常次
 電話 75-3375



北海道原子力環境センター 臨時職員募集(1名)

- 職名**：臨時農業技能員
配属箇所：農業研究科
期間：平成30年9月1日～平成30年10月31日
 (更新無し)
業務：1 屋外の圃場にて、すいか、メロン等の作物の栽培管理、露地及びハウス作業の補助
 2 調査・分析など室内作業の補助
 3 実験器具の洗浄
必要な条件：普通運転免許証(通勤用)
賃金：日給 6,790円
 (2キロ以上の場合に通勤手当を支給)
支払日：月末締め 翌月10日払い
 (10日が週休日等の場合は前日)
 本人名義の口座に振替払い
勤務時間：月曜日から金曜日までの8:45～17:30
 週休日・祝日は勤務不要
 時間外勤務なし
福利厚生：社保・厚生年金・雇用保険・労災
選考方法：原子力環境センターで面接
 (ハローワーク照会状、履歴書(本人の写真
 を貼付したもの)持参)

休日無料公証面接相談 (予約制)を実施します

小樽公証役場においては、下記のとおり本年の「公証週間」期間中の10月6日(土)の午前9時から午後5時まで、『休日無料公証面接相談(予約制)』を実施します。

公正証書は、国から任命された法律の専門家の公証人が作成する公文書です。遺言、任意後見、尊厳死宣言、離婚給付・養育費・年金分割、金銭貸借、土地建物貸借など大切な契約を公正証書にしておく、権利の争いを未然に防ぎ、あなたの大切な財産を守ります。

ご相談にお出でになる際は、電話予約をお願いします。



- 日時** 平成30年10月6日(土)
午前9時から午後5時まで
- 場所** 小樽公証役場
(小樽市色内1丁目9番1号 松田ビル1階)
※旧日本銀行小樽支店の真向かい
- 担当** 公証人 羽澤 勝夫
- 相談事項** 遺言、相続等の身近な法律問題をはじめ、離婚、金銭や土地建物の貸借問題、任意後見契約などについて相談に応じます。
- 受付** 実施日前日までに電話で予約受付します。定員になり次第、受付は終了しますので、ご了承願います。なお、10月1日(月)から5日(金)までの間の午前9時から午後5時までについても、無料公証面接相談(予約制)を行いますので、ご利用ください。

お問い合わせ

- ・ 小樽公証役場
 小樽市色内1丁目9番1号 松田ビル1階
 電話・FAX 0134-22-4530

平成30年度分 村税の納期

固定資産税	第3期	12月25日
	第4期	2月28日
道村民税	第2期	8月31日
	第3期	10月31日
	第4期	1月31日

消費税及び地方消費税(個人事業者)の中間申告と納付

消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要な個人事業者とは

個人事業者の方で、平成29年分の確定消費税額（地方消費税額は含みません。）が48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。

この「平成29年分の確定消費税額」とは、平成29年分の確定申告により確定した消費税の年税額をいい、期限後申告又は修正申告等が行われた場合には、これらによって確定した消費税の年税額をいいます。

中間申告の方法と納付 ～次の2つの方法のいずれかによることができます～

1 前年実績による中間申告

平成29年分の確定消費税額に応じて、次により算出した中間納付税額を記載した「消費税及び地方消費税の中間申告書」及び「納付書」を所轄の税務署から送付しますので、必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税及び地方消費税を納付してください。

平成29年分の確定消費税額 ^(注)	中間申告・納付の回数	中間納付税額	申告・納付期限
48万円超 400万円以下	年1回	平成29年分の確定消費税額の12分の6の消費税額と その63分の17の地方消費税額	平成30年8月31日（金）
			（振替納税利用の場合の振替日） 平成30年9月27日（木）
400万円超 4,800万円以下	年3回	平成29年分の確定消費税額の12分の3の消費税額と その63分の17の地方消費税額	国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)で ご確認ください。
4,800万円超	年11回	平成29年分の確定消費税額の12分の1の消費税額と その63分の17の地方消費税額	

(注)「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額（申告書9欄の差引税額）をいいます。

2 仮決算に基づく中間申告

事業状況が平成29年と著しく異なる場合などは、「1 前年実績による中間申告」の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付ができます。

なお、この計算によりマイナスとなった場合でも還付を受けることはできません（マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります。）。また、仮決算による中間申告書は、提出期限を過ぎて提出することはできません。

中間申告の期限までに、中間申告書を提出されなかった場合でも、「1 前年実績による中間申告」の消費税額及び地方消費税額が納付すべき税額として確定しますので、納付期限までに必ず納付してください。

消費税及び地方消費税の中間申告には、「e-Tax（国税電子申告・納税システム）」をご利用いただけます。詳しくは、e-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）をご覧ください。

消費税及び地方消費税（個人事業者）の納税には、振替納税が便利です。振替納税を利用するために必要な口座振替依頼書は、国税庁ホームページから入手できます。

任意の中間申告制度について

前年の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の方（中間申告義務のない方）であっても、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

(注)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6か月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

－ 税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス www.nta.go.jp －

戸籍の窓

30年6月20日～30年7月19日

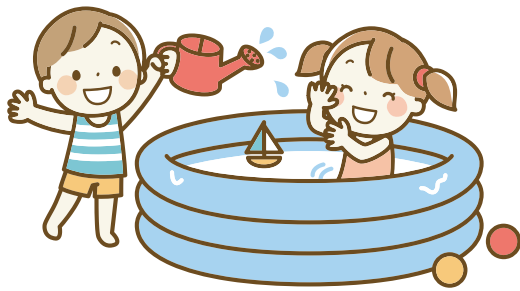
いっしょにはなごころ

【出生】

(渋井) 竹内 梨夏ちゃん
7月1日出生 父 諒さん
(渋井) 落合 おちあひ 鴻くん
7月8日出生 父 凱任さん

【転出】

札幌市 1名 共和町 3名



とまり木文芸

俳句・川柳

冷酒飲み 夜空を仰ぎ 流れ星
暑いのに 太陽姿 隠してる
雨休み 酔いて天狗も 社務所まで
たむろして 頬赤くして 盆おどり
長雨のなか十薬は根をはりぬ
飛行船ぼっかり浮いて田植え時
海ねこの 鳴声すれと 霧の中
海霧日より 続く空もよう 北の梅雨
吉田智恵子

短歌 (455)

近江谷乃婦
日差し除けに植えたるゴーヤの実西の窓辺に日に日に太る
立花 孝子
紫陽花よ今年は忘れずつぼみつけ緑多き前庭に色どり添えし

赤坂明希子

青々の空を見上げて夏菊の土をもら上げいらぬ根切る
夏まつり浴衣姿に下駄の音駆けゆく子等の裾ひらひら
乃婦
この年も土用の丑の日鰻重を食べるしあわせ仏前に告ぐ
無名女
仏前に競技会の成果娘は告げしほめ言葉がわりにローソクゆらぐ
明希子
四年かけ勿忘草を増やしたりうん可愛いね又来年も
沙羅
ほろ酔を赤提灯に誘われし暖簾くぐりてぐつとビールを
縁糸
散歩道そよ風わたる日暮れどき木もれゆらゆら夕あかね見ゆ
与詩三
吾と来て暇のあるやつ将棋さす浮世のなれ合い意地もはる
小春
田も家も流れるほどに雨が降る風神雷神心して吹け
三津木 淳
燕の巣雛鳴きあへる軒下は百円シヨップの買い物客ら
荒木 十三
蒲公英の綿毛を散らす風吹きてぼくの心もおさまりきらぬ

人のうごき

	前月比	外国人	外国人 含む 合計
世帯	908戸 ±0戸	3戸	911戸
人口	1,657人 ±0人	4人	1,661人
男	793人 ±0人	2人	795人
女	864人 ±0人	2人	866人

地区別の世帯と人口

	世帯	人口
泊地区	285戸 ±0	567人 ±0
盃地区	180戸 +1	318人 +1
茅沼地区	173戸 ±0	334人 +1
老人ホーム	82戸 +2	82人 +2
渋井地区	129戸 -3	227人 -3
堀株地区	59戸 ±0	129人 -1
計	908戸 ±0	1,657人 ±0

[30. 6. 30 現在 住民基本台帳]

交通安全

毎年
展開
デイ・ライト
(昼間点灯)
運動実施中!



再生紙を使用しています